

令和2年12月23日発行



農業担い手メールマガジン臨時号（第333号）



<トピックス>

1. <コロナ対策>農地地代も対象！家賃支援給付金の申請期限が近づいてきました
2. <公募開始>畜産バイオガスプラント等の導入費用を1/2まで支援します

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. <コロナ対策>農地地代も対象！家賃支援給付金の申請期限が近づいてきました】

新型コロナウイルス感染症拡大によって売上高が大きく減少した事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的とした「家賃支援給付金」の申請期限は令和3年1月15日（金）までとなっています。

※書類の準備に時間がかかるなど、期限に間に合わない特段の事情がある方については、理由書を提出すれば、令和3年1月31日（日）23時50分まで追加の提出が受け付けられます。

期限が近づいてきましたので、申請をお考えの方は、売上高や賃貸借契約を証明する書類等のご準備を進めていただき、期限までにオンラインにて申請してください。

◇家賃支援給付金申請サイト（中小企業庁 HP）

<https://yachin-shien.go.jp/>

◇家賃支援給付金について（農林水産省 HP）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/yachinshien.html

※農地に関するパンフレットやガイドラインもこちらに掲載しています。

◇お問い合わせ先

- ・家賃支援給付金について

家賃支援給付金コールセンター

TEL：0120-653-930

- ・農地の賃貸借について

農林水産省経営局農地政策課

TEL：03-6744-2151（直通）

【2. <公募開始>畜産バイオガスプラント等の導入費用を1/2まで支援します】

「畜産バイオマス地産地消対策事業」では、エネルギー地産地消を推進するため、家畜排せつ物等を活用したバイオガスプラント等の導入に必要な調査・設計及び施設整備の費用を1/2まで支援します。

また、バイオガスプラントの導入メリットを地域に波及させるため、バイオ液肥の利用拡大や災害時のレジリエンス強化に必要な機械導入（リース方式含む）の費用も1/2まで支援します。

◇支援対象施設

- ・バイオガスプラントなど畜産バイオマスを活用する施設
- ※FIT売電する場合の発電施設は支援対象外
- ・バイオ液肥散布車や非常用蓄電池などの機械
- ※汎用性のある機械は支援対象外

◇公募期間

令和2年12月23日（水）～令和3年1月20日（水）

◇詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/201223_181-1.html

◇お問い合わせ先

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課（担当：北村、矢島）
TEL：03-6738-6479（直通）



- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日：毎月1回発行
- 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：小川、山本、三上

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyouto/hyousyouto_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

